

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者

入札参加資格停止業者			住 所
①	佐藤工業株式会社	元 請	東京都中央区日本橋本町4-12-19
②	サンコーテクノ株式会社	一次下請	千葉県流山市南流山3-10-7

2. 入札参加資格停止期間：

- ①令和6年5月24日から令和6年6月20日まで（4週間）
- ②令和6年5月24日から令和6年6月6日まで（2週間）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域1

4. 事実概要

本件は、関西支社が発注した「名神高速道路 下植野高架橋他7橋耐震補強工事」において、下植野高架橋の橋脚梁部に補強鉄筋を追加するために行ったアンカー削孔により、鉄筋が切断されている事象が発覚したものである。

5. 入札参加資格停止措置理由

工事の施行にあたり契約に違反したことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年11月30日付要領第96号）」別表第1第4号に該当する。

（参考1）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第1

措 置 要 件	地域及び期間
（契約違反） 4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について、当該認定をした日から2週間以上4月以内

〇問合せ先：西日本高速道路株式会社 関西支社 総務企画部 契約課

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。